

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年1月28日提出
【ファンド名】	乙女のお財布ファンド（債券型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「乙女のお財布ファンド（債券型）」（以下「当ファンド」といいます）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2020年3月31日（予定）

書面決議が可決された場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

当ファンドならびに委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別に設定・運用する「乙女のお財布ファンド（株式型）」（以下「株式型」といいます）および「乙女のお財布ファンド（バランス型）」（以下「バランス型」といいます）は、2014年の設定以来、ライフコースの変化に合わせて各ファンド間でスイッチング（ファンドの切替え）が可能なファンドとして提供させていただきました。

このたび、当ファンドおよびバランス型における主要投資対象である「ニッセイ為替ヘッジ主要国債券マザーファンド」において、資金が流出し、残高が僅少となる懸念が顕在化してきており、それぞれの信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続ができなくなることが予想されています。その場合、株式型を含めた各ファンド間のスイッチングの主旨の実現も困難な状況となります。

つきましては、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断し、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うことにつきご提案させていただくものといたしました。

ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2020年1月30日現在の当ファンドの知れている受益者を対象とし、書面による決議を行うため、書面決議の日および投資信託契約の解約の理由等の事項を記載した書面決議の通知を発送します。